**選挙運動用自動車運行請負契約書**

発注者を　　　　　　　　　　とし、請負者を　　　　　　　　　　として、発注者請負者両当事者間において、令和７年８月２４日執行の高浜市長選挙における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

１　請負者は発注者に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、発注者はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、請負者は、発注者に係る供託物が、公職選挙法第９３条の規定により高浜市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、発注者の支払うべき金額のうち条例の定める金額を高浜市長に対して請求するものとする。

(1) 車　　種

(2) 登録番号

(3) 運行期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　請負代金は、１日につき　金　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額　金　　　　　　　　　　円とする。

３　この契約書に定めのない事項については、発注者、請負者協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者、請負者それぞれ記名押印のうえ各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

請負者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

備　考

１　自動車の運行請負期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

２　請負者が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３　賃貸人が法人の場合は、法人印及び代表者印を押印すること。

様式第１(第２条関係)

候補者→選挙管理委員会

**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和７年　　月　　日

高浜市選挙管理委員会

委員長 　伊　藤　信　夫　 殿

令和７年８月２４日執行　高浜市長選挙

候補者

記

**１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約  年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
| 令和　 年  月　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 令和　 年  月　日 | 電話 |  | 円 |  |

**２　１に掲げる場合以外の場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  区分 | 契約  年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | | 備考 |
| 借入れ期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ | 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 運転手の雇用 | 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 燃料代 | 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |
| 令和　 年  月 　日 | 電話 |  | 円 |  |

　備考

　　1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

　　2　2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　3　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

　　4　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第４(その１)(第５条関係)

候補者→業者→選挙管理委員会

**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和７年　　月　　日

令和７年８月２４日執行　高浜市長選挙

候補者

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に○をしてください｡) | １ | | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー方式） | | ２ | 左に掲げる場合以外の場合  （レンタル方式） | |
| 運送事業者等の氏名又は名称  及び住所並びに法人にあって  はその代表者の氏名 |  | | | | | | |
| 車種及び自動車登録番号 | | 運送等年月日 | | 運送等金額 | | | 備　考 |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |  |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |
|  | | 令和　　年　月　　日 | | 円 | | |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が高浜市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、高浜市に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(１)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　　６４,５００円

(２)　(１)以外の場合 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　１６,１００円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の１)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の２)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定した１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、高浜市に支払を請求することはできません。

様式第５(第６条関係)

業者→選挙管理委員会

**請求書**

(選挙運動用自動車の使用)

高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和７年　　月　　日

高浜市長　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあってはその代表者の氏名

印

記

１　請求金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　内　訳　　別紙請求内訳書のとおり

３　令和７年８月２４日執行　高浜市長選挙

４　候補者の氏名

５　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、高浜市に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。

５　契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙１)

業者→選挙管理委員会

**請求内訳書**（ハイヤー方式）

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額(ア) | 基準限度額(イ) | 請求金額 | 備　考 |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 令和　　年 　月　　日 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  | 円 |  |

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。